- 1. 件 名:新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(東海第二(520))
- 2. 日 時: 平成29年12月5日 13時30分~16時55分
- 3. 場 所:原子力規制庁 8階A会議室
- 4. 出席者

原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)

義崎管理官補佐、角谷安全審査官

事業者:

日本原子力発電株式会社:発電管理室 副室長(他10名)

5. 要旨

- (1)日本原子力発電株式会社から、本日提出のあった「東海第二発電所 重大事故等対処設備について」を用いて、「43条 重大事故等対処設備」について、これまでのヒアリングにおける指摘事項への回答として、資料の記載を変更した点等について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
- 原子炉建屋西側接続口が設置される場所を「立坑」と称するなど、特定の場所に対して一般的な名称を付けているものがあるため、名称から場所が特定できるよう整理すること。
- 一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合の設計方針について、「それぞれの系統に同時に供給できる設計とする」としているが、状況に応じた必要な供給量を同時に供給できる設計とすることが明確になるよう記載を見直すこと。
- 「基準津波」と「基準津波を超えて敷地に遡上する津波」をまとめて「津波」と 定義しているが、この定義が設置変更許可申請書の全体をとおして使用できる定 義か、さらには後段の工事計画認可においても使用できる定義なのか確認するこ と。
- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料:

- ・東海第二発電所 重大事故等退所設備について
- 東海第二発電所 重大事故等退所設備について(補足説明資料)
- 玄海原子力発電所/東海第二発電所 基本設計比較表(対象項目:第43条)